

随意契約の契約前公表

公益財団法人広島市文化財団会計処理規則第52条の規定により随意契約を締結するので、次のとおり公表します。

契約に係る 役務の名称	履行期間	見積書の 提出期限・方法	契約事務を 担当する部署	契約の相手方の決定方法
広島市中央公民館ほか70館 当直業務及び 開館時当直業務	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで	令和5年3月14日 所定の様式で持参又は 郵送（必着）	広島市中区袋町6 番36号 ひと・まちネット ワーク部管理課	地方自治法施行令第167条 の2第1項第3号に規定する 施設等であつて、本件調達 の履行が可能であるもの が複数ある場合には、見積 書を提出した者の中から、 予定価格の制限の範囲内 で最低価格を提示した者 に決定し、履行が可能であ るものが一者の場合には、 提出された見積書の金額 が予定価格の制限の範囲 内であれば、その者に決定 する。